

## ～住居確保給付金の支給期間の延長及び要件の一部改正について～

徐々に経済活動は再開しておりますが、新型コロナウイルス感染拡大に関連する解雇や雇い止めは増加しており、引き続き、常用就職や就業機会の回復を目指すことが困難な状況を鑑みて、『生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号。以下「規則」という。）が**一部改正**されました。』

令和3年1月1日から施行。

**住居確保給付金の支給期間の延長及び求職活動にかかる要件、資産要件等について以下の内容が変更しています。**

### 【支給期間の延長について】

住居確保給付金は規則第12条により、最長で9ヶ月間までの受給が可能となっていました。しかし新型コロナウイルス感染症対応による特例により、令和2年度中に新規申請をした方については、**延長を3回までとして、支給期間が最長で12ヶ月間まで受給が可能**になりました。原則として、**再延長期間の最終月の25日までに**3回目の延長申請書を**自立相談支援窓口へ提出**が必要です。

### 【求職活動要件及び資産要件について】

規則第10条第5号における常用求職要件は当面の間、不要としておりましたが、現下の状況が今後も一定期間継続することを前提に、受給者の生活再建を早期に図る必要があることから、**令和3年1月から下記（1）・（2）に示す求職活動及び自立支援相談窓口への面談が必要となります。合わせて（3）に示す資産要件を満たすことを受給の要件と改正しています。**

（1）初回・延長・再延長中（1ヶ月目～9ヶ月目）の受給者の求職活動要件

#### イ) 離職・廃業

- ①申請時のハローワークへの求職申し込み
- ②常用就職を目指す就職活動を行うこと
- ③月に1回以上の自立支援相談窓口への面談（※様式9）
- ④月に2回のハローワークにおける職業面談（※様式6）
- ⑤週に1回以上の企業等への応募・面接の実施（※様式7）

ロ) 休業等（規則第3条第2号）

- ①月に1回以上の自立支援相談窓口への面談（※様式9）
- ②申請・延長・再延長の際、休業等の状況について自立支援相談窓口への面談
- ③申請・延長・再延長決定時に、自立支援相談窓口における面談を実施し、自立支援相談員が作成したプランに沿って活動を行う

※初回・延長・再延長中（1ヶ月目～9ヶ月目）の受給者について、**毎月来庁が難しい方は電話での相談も承ります。**その際には**様式9原本と様式6・7のコピー**を電話相談後に自立支援相談窓口へ**必ず郵送**ください。

（2）再々延長（10ヶ月目～12ヶ月目）の受給者の求職活動要件

イ) 全ての受給者

- ①申請時のハローワークへの求職申し込み
- ②常用就職を目指す就職活動を行うこと
- ③月に1回以上の自立支援相談窓口への面談（※様式9）
- ④月に2回のハローワークにおける職業面談（※様式6）
- ⑤週に1回以上の企業等への応募・面接の実施（※様式7）

※再々延長（10ヶ月目～12ヶ月目）の受給者について、上記書類を自立支援相談窓口に提出する日程として、**予め電話にて面談日時を予約した上、毎月5日～25日（土日祝日を除く）の期間中の面談時に提出**ものとする。

（3）再々延長（10ヶ月目～12ヶ月目）申請時における資産要件

再々延長を申請する方は資産要件については、再々延長の申請月における金融資産の合計額が、基準額に3を乗じた額（当該額が50万円を超える場合は50万円）以下であること。

《瑞穂町》

世帯人数	基準額	預貯金
1人	81,000円	243,000円
2人	123,000円	369,000円
3人	157,000円	471,000円
4人	194,000円	500,000円
5人	232,000円	500,000円

《日の出町、檜原村、奥多摩町》

世帯人数	基準額	預貯金
1人	78,000円	234,000円
2人	115,000円	345,000円
3人	140,000円	420,000円
4人	175,000円	500,000円
5人	209,000円	500,000円

※再々延長を受給するにあたり、資産要件に該当する預貯金額は上記の通りです。尚、給付金や貸付金は預貯金に含みません。